

第10回

臨時会

10月16日に第10回臨時議会が開催され、2件の報告及び1件の承認、4件の議案を審議しました。

専決処分の報告

2件の専決処分の報告がされました。

- ◎安平処理区污水枝線7013外災害復旧工事請負契約の変更について
安平地区下水道復旧工事について、復旧箇所が減により契約金額を減額したものの。
- ・金額の変更
変更前 7122万5千円
変更後 7046万6千円

- ◎普通河川北進川災害復旧工事請負契約の変更について
崩土内に混入していた被災木の数量減により運搬費及び処分費が減となり契約

金額を減額したものの。

- ・金額の変更
変更前 8459万円
変更後 8299万5千円

専決処分の承認

専決処分について審議し承認しました。

- ◎令和2年度安平町一般会計補正予算(第8号)

災害復興関連事業で早期対応が必要なことから増額予算の専決処分により歳入歳出それぞれ10万5千円を追加し、予算の総額を103億6050万9千円としたもの。

歳出の主なもの

(100万円以上)

- 土木費
公営住宅整備事業 102万5千円減
地域優良賃貸住宅建設工事 108万7千円増
庁舎等災害復旧事業 113万円増

歳入の主なもの

- 寄付金
指定寄付金 113万円増

繰入金

- ・ふれあい基金繰入金 102万5千円減

工事請負変更契約の締結

◎大規模盛土造成地滑動崩落防止工事請負変更契約の締結
柏が丘A地区及びB地区における復旧面積の増及び現場発生土の運搬費の増により契約金額を増額するもの。

- ・金額の変更
変更前 2億3129万7千円
変更後 2億6005万1千円

和解及び損害賠償額の決定

地震により被災した住宅をリフォームしたが、床に発生した不具合は近接する大規模盛土造成地滑動崩落防止工事の施工が原因であるとし、町に損害賠償請求

があったもの。

協議の結果、対策工事完了後の家屋調査が完結しないという町の落ち度を認め和解したもの。

- 損害賠償額 58万4千円

補正予算

令和2年度一般会計補正予算の審議を行い、原案のとおり可決しました。

- ◇一般会計補正予算(第9号)
補正の主な事項として、歳入では土地改良施設災害復旧事業費の補正による国庫補助金の増額823万8千円、歳出では公営住宅整備事業費568万3千円などの増額により歳入歳出それぞれ1577万1千円を追加し、予算の総額を103億7628万円とするもの。

歳出の主なもの
(100万円以上)

- 土木費
公営住宅整備事業 568万3千円増

○災害復旧費

- ・土地改良施設災害復旧事業 797万5千円増

歳入の主なもの

- 国庫支出金
・土地改良施設災害復旧費補助金 823万8千円増

繰入金

- ・町財政調整基金繰入金 213万3千円増

町債

- ・合併特例債 540万円増

第11回

臨時会

11月6日に第11回臨時議会が開催され、3件の議案を審議しました。

工事請負契約

工事請負契約の締結について審議を行い原案のとおり可決しました。

- ▼安平町小麦乾燥調製施設玄米用色彩選別機更新工事請負契約の締結

・契約の方法

一般競争入札

・契約の金額

6248万円

・契約の相手方

東京都千代田区外神田四

丁目7番2号

株式会社 サタケ

代表取締役 木原 和由

契約の変更

◎早来瑞穂12地区災害復旧
工事2工区請負変更契約の
締結

令和元年に復旧工事の一部が完了し通水試験を行った結果、新たな被災箇所が確認されたため、その復旧費用の追加により契約金額を増額するもの。

・金額の変更

変更前

1億318万円

変更後

1億914万2千円

補正予算

令和2年度一般会計補正
予算の審議を行い、原案の
とおり可決しました。

◇一般会計補正予算(第10号)

道の駅雨除け屋根等設置
工事により歳入歳出それぞれ
40万9千円を追加し、予
算の総額を103億766
8万9千円とするもの。

歳出

○商工費

・道の駅運営事業経費

40万9千円増

歳入

○繰入金

・財政調整基金繰入金

40万9千円増

第12回 臨時会

11月27日に第12回臨時議
会が開催され、2件の専決
処分報告と5件の議案を審
議しました。

専決処分の報告

2件の専決処分の報告が
されました。

◎早来処理区汚水枝線51
34外災害復旧工事請負契

約の変更

早来北進地区の下水道復
旧工事について、復旧数量
の減により契約金額を減額
したもの。

・金額の変更

変更前 9988万円

変更後 9856万円

◎和解及び損害賠償額の決
定

町道を走行中、道路中心
付近の陥没箇所にタイヤが
はまりタイヤホイールが損
傷したもので町道舗装路面
の管理瑕疵を認め和解した
もの。

損害賠償額

1万1550円

条例の一部改正

4件の条例の一部改正に
ついて審議を行い、原案の
とおり可決しました。

▼「安平町職員の給与に関
する条例の一部を改正する
条例の制定」

国家公務員の給与が改定
されたことに伴い、安平町
職員の期末手当の支給率を
改定するもの。

▼「安平町議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関す
る条例の一部を改正する条
例の制定」

期末手当の支給率を改定
するもの。

▼「安平町長等の給与等に
関する条例の一部を改正す
る条例の制定」

期末手当の支給率を改定
するもの。

▼「安平町会計年度任用職
員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する
条例の制定」

国家公務員の給与が改定
されたことに伴い、安平町
職員の期末手当の支給率を
改定するもの。

補正予算

令和2年度一般会計補正
予算の審議を行い、原案の
とおり可決しました。

◇一般会計補正予算(第11号)

補正の主な事項として、
道営水利施設等保全高度化
事業追分地区において、畑

地かんがい及び区画整理等
工事費の増加に伴い土地改
良法に基づく町が負担する
予算に不足が生じたことに
よるものと、大規模盛土造
成地滑動崩落防止事業等に
係る工用地の購入土地代
及び補償費並びに収入印紙
代などにより歳入歳出それ
ぞれ51万8千円を追加し、
予算の総額を103億77
20万7千円とするもの。

歳出の主なもの

○農林水産業費

・土地改良事業費

49万3千円増

○災害復旧費

・宅地耐震化推進事業

2万5千円増

歳入の主なもの

○繰入金

・財政調整基金繰入金

51万8千円増



おがさわら なおし
小笠原直治議員

小規模認可保育所設置は、町外園児の受け入れ過ぎを適正人員に戻す為の施策

誰が、町外から44名（広域入所6名含む）入園を許可したのが。耐えてきたのは園児と教職員。

はやきた子ども園の
公表定員は135名
現在員は176名

【質問】 小規模認可保育所設置の事由は。

【答弁】 町外園児を含めて、利用定員を超えて受入れを5年間続けている。

【質問】 第2次総合計画中期基本計画の分析は、安平町の強みは待機児童ゼロであると。全員協議会では、2歳児未満の待機児童解消と説明されている。1年足らずで何が変化したのか。

【答弁】 移住定住を進めている中で、移住して来た2歳未満児童が入園出来ない事が無い為の施策です。

【質問】 現在、はやきた子ども園の入園児は何名ですか。

【答弁】 176名、今現在で限界が来ているので提案をしている。

【質問】 移住定住化に結び付けて行く為に、現在、園児176名と小規模認可保育所設置の19名、最大園児数195名の受け入れ可能と理解してよいか。

【答弁】 認可定員が適正な定員となるので、195名にはならない。

19名を加えて165名
現在の人数より少ない
移住定住施策と整合性ない

【質問】 令和3年から令和6年までの年度別の1号認定（3歳から5歳の幼稚園児）3号認定（0歳児、1・2歳児の保育園児）小規模認可保育所を含む可能な人員は。

【答弁】

・令和3年	計	1号	65人
		2号	62人
		3号	42人
	計		169人
・令和4年	計	1号	61人
		2号	65人
		3号	36人
	計		162人
・令和5年	計	1号	57人
		2号	65人
		3号	34人
	計		156人

・令和6年

1号	62人
2号	69人
3号	33人
計	164人

【質問】 小規模認可保育所の19名の内訳は。

【答弁】 0歳児6名・1歳児6名・2歳児7名。

病児病後児保育を 早急に実施せよ

【質問】 事業には病児対応、病児後対応、体調不良児対応、非施設、送迎対応型がある。どの形態を示されるのか。

【答弁】 現時点では、病児後対応型の保育から始めればよいと考える。

【質問】 保育を実施する地域については。

【答弁】 基本的には、安平町地域という考えですが、実施主体の関係から若干変わってくる。

追分地区にも 病後保育は必要だ

【質問】 こども園のある早

来・追分地区の2箇所になるのではないかと。

【答弁】 基本的には、地区の子ども園で行うのが理想的である。

【質問】 事業開始には、新設するか、既存の施設を活用するかです。追分地区には、旧追分保育園の施設と土地がある。建設費等の経費を大幅に削減できる。早急に開始できる最善的な場所ではないか。

【答弁】 こども園が病児保育を取り組むのである。

早来・追分に 病児保育設置は 教育委員会の姿勢で 解決できる

【質問】 各こども園運営者の経営能力・財力が必要なのか。

【答弁】 スタッフ教育・病院との協力の下での体制作中には、必要な部分は形ではなく質であり、やる気の話ではない。



よねかわ えみこ
米川恵美子議員

コロナ禍における高齢者の健康と生活をどう守るのが！

病院利用控えによる地域医療崩壊はないのか 支援方針を問う

質問 新型コロナウイルス感染症を恐れて医療控えやデイサービス利用控えが原因で症状が悪化した方はいたか。対応はどのようにしたのか。

答弁 初期には感染リスクを避けて利用を控えた方が数名いたと聞いたが、現在は万全な予防対策により居ない。もし悪化した場合は介護認定の変更を行い日常生活を支援する。

質問 介護保険制度上の支援のみならず保健師が家庭訪問をして健康状態のチェックと指導を行う他、理学療法士がリハビリを行うなど今までは違う対応が必要ではないか。

答弁 日常生活に支障がなく、デイサービスを利用しない方には保健師や社会福祉士が定期的に訪問している。あびらチャンネルでは体操、脳トレ、口腔運動などを指導しているため行って頂きたい。

質問 一般的な病院利用控えによる地域医療崩壊を危惧している。病院経営の実態を把握しているのか。今後の支援方針を伺う。

答弁 かかりつけ医の定着など地域医療体制の強化は必要と認識している。各病院のコロナ対策に関しては慰労金の他、夜間緊急救命

等の支援なども合わせて予算計上している。又地域医療を守る観点から「医療連携体制協議会」を設立し各医療機関との連携を推進していく。

質問 不用不急の外出控えや自粛生活を強いられれ精神不安が増幅した人への対応は外出の機会を作る事が大事と思うが考えを伺う。

答弁 心理士や保健師によるホットルームの開設や足腰しゃんしゃん教室を継続中、オレンジカフェは1月から再開予定。8月遠浅公民館にてベートーベンのピアノソナタ公演。追分グラウンドゴルフ大会町長参加で10月に実施した。万全な対策を取れる事業は支援したい。

質問 高齢者が経済活動停滞のため収入源になり生活困窮に陥っている人はいないか。支援策はあるのか。

答弁 国民健康保険と後期

高齢者医療制度では収入減少者に対し過去3か月の給料を基準として2/3の額を支給することが制度化されている。前年度からの収入減の国保と後期医療の被保険者に対する保険料の減免は8件ある。

質問 町独自のコロナ対策の考えと高齢者支援の食事券の配布の考えを問う。

答弁 地方創生臨時交付金を活用した医療機関や高齢者施設への感染防止対策交付金、感染症対応従事者への慰労金の交付を実施した。先に実施した飲食店応援商品券事業は27店舗で597セットを販売し好評だった。今後の販売は考えていない。

質問 地域福祉総合計画の3期案に盛り込まれた高齢者対策を伺う。

答弁 支援が必要な高齢者を取り巻く保険、医療福祉の関係機関が連携して総合的対応を進めるための地域包括ケアシステムの構築の考えがある。

質問 地域の支えあい活動は共助だがボランティアを支援する公助とは何か。

答弁 社協に登録した16団体に活動保険を掛けている。活動助成金と資格取得助成金の支出。ボランティア活動に対する行政ポイントの付与の実施を考えている。

質問 老々介護の実態と介護者への慰労金支給の条件緩和について伺う。

答弁 要介護度1以上で2人世帯は130世帯あり介護サービス利用に繋いでいる。介護慰労金支給事業は実態に合わないため見直しを検討する。

一般質問を終えて

牛がベターと座りしきりに反すうをする姿を思い浮かべるとフウと緊張から解放される。2人の妹が牛飼いだから牛は見慣れておりすぐ想像できる。疲弊するメンタルが心配。コロナ感染防止に緊張の毎日の上、楽しみも明るい見通しも無い。高齢者の心情を思いやり寄り添った政策を望む。



みうら えみこ
三浦恵美子議員

第7期介護保険事業の検証について

事業所などからの聞き取りを踏まえ検証

第8期介護保険事業計画策定について

計画策定・新型コロナウイルス感染症対策・PCR検査実施について考え方を問う

第7期 介護保険事業の 検証について

質問 一般介護予防事業、フレイルについて事業評価を行ったか。健康福祉課との連携会議の開催状況は。

答弁 足腰しゃんしゃん教室参加者から、要介護に移行減少傾向で成果あり。フレイルについては、高齢者実態調査、介護人定率の推移、相談内容注視、認知症サポーター養成、サロン、医療と介護サービスをつなぐ取り組み。フレイル予防についてはあびらチャンネル、1月広報周知。地域リハビリテーション事業は令和3年度以降に取り組み。

質問 医療介護連携会議の開催頻度、ニーズ把握の方法は。

答弁 書面にて、医療介護事業所の窓口担当者名簿情報共有実施。ニーズ把握については、地域密着型施設は運営推進会議で把握。地域包括、ケアマネ、ヘルパーさん、地域ミーティング等

で状況把握。

質問 町内の介護職員人手不足の状況と対策について。

答弁 事業所の人材不足は把握している。平成30年創設(創設から現在まで1名利用)、介護職員人材育成・確保対策助成事業。町が窓口となり登録制人材確保事業を検討中。8期計画にも掲載検討。

質問 町ホームページでの介護情報提供についてどのような内容を掲載しているか。

答弁 事業所のサービス内容、施設場所、営業時間、運営方針等町から道へ情報提供後厚生労働省のホームページに掲載。

質問 滞納通知実施における検証について。

答弁 保険料を滞納した場合全額負担していないと介護サービスを受けることができないことを督促に合わせ周知していく。1月の督促の裏面に記載する。

質問 担当課における施設利用についての相談体制は。

答弁 地域包括・ケアマネにて対応。介護認定を受け

ていない方については、相談内容に応じて認定を受けてもらいケアプラン作成などの対応をする。

第8期 介護保険事業計画 策定について

質問 第8期介護保険事業計画策定の進捗は。

答弁 第7期取り組みと課題、今後の目標を内部で意見交換協議。素案作成中。12月25日～1月18日の期間でパブリックコメント。1月下旬介護部会。2月全員協議会。3月議会提案。

質問 事業所・利用者のメリットとなる施策とは。

答弁 検討段階。入所者が入院した場合、事業所が介護報酬を受けられないので入院しなかった場合本来受ける報酬の一部を補助する制度創設等。

質問 サービスを向上しつつ保険料を引き下げる為の具体的内容は。

答弁 保険給付予備費4000万円近くを取り崩し据え置き。介護サービス以外

の支援も取り組んでいく。

質問 町内でコロナ感染者が出た場合デイサービスが停止となるがその後の対応は。

答弁 地域包括や居宅事業所ケアマネにより訪問入浴入浴車、ショートステイへの代替えサービス検討。

質問 医療介護施設へのコロナ感染者情報の開示についての考え方は。

答弁 北海道の基準に基づき本人の同意がないものは開示できない。クラスター発生時には同意がなくても保健所判断で公表することになる。

質問 医療介護機関関係者への定期的なPCR検査実施について、一般財源等を利用し町独自で行う考えはあるか。

答弁 国や道において補助制度、地方交付税の中に算定基準が盛り込まれた場合は実施検討するが、現時点では町費でPCR検査の実施をする予定はない。しかし行う状況になった場合は対策を講じる。